資料２－４

オープンデータ化ガイド（利用ルール編）

（案）

※注意

本資料は、ガイドの構成や要素について議論するために作成した仮案であって、各府省ホームページ利用ルール案の箇所については、当委員会が、2014年1月17日に開催された「電子行政オープンデータ実務者会議ルール・普及WG」に提出したもので仮置きしている。各府省ホームページ利用ルールが確定した際には、それにあわせて内容を修正する予定である。

目次

[1. はじめに 1](#_Toc379220436)

[1.1. 本書の位置づけ 1](#_Toc379220437)

[1.2. 本書の対象者 1](#_Toc379220438)

[1.3. 本書の構成 1](#_Toc379220439)

[2. 利用ルールの見直し案 2](#_Toc379220440)

[2.1. 構成 2](#_Toc379220441)

[2.2. 利用ルール案 3](#_Toc379220442)

[3. 利用ルール見直し案の解説 5](#_Toc379220443)

[3.1. 全体の構成、基本的考え方について 5](#_Toc379220444)

[3.2. 各項目について 6](#_Toc379220445)

[4. 利用ルール見直し案に関するFAQ 15](#_Toc379220446)

[4.1. 懸念点と利用ルールにおける対応 15](#_Toc379220447)

[4.2. 想定されるケースとその対応方法 17](#_Toc379220448)

[5. 円滑に公開するための留意点 26](#_Toc379220449)

[5.1. データ作成時について 26](#_Toc379220450)

[5.2. 第三者からの権利許諾を得る際について 27](#_Toc379220451)

[5.3. データ公開のためのフロー 27](#_Toc379220452)

# はじめに

## 本書の位置づけ

国、地方公共団体等が保有する公共データを二次利用しやすい形で公開するオープンデータについては、基本的な戦略として、「電子行政オープンデータ戦略」が2012年7月にIT総合戦略本部において決定され、それ以降、様々な取組みが進められている。

2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、公共データの民間開放（オープンデータ）の推進が盛り込まれた。この方針では、公共データについてオープン化を原則とすることが定められ、2015年度末には他の先進国と同水準の公開内容を実現することが述べられている。

このほか、電子行政オープンデータ実務者会議の検討成果として、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（2013年6月 IT総合戦略本部）や「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（2013年6月 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議）も決定されている。

これらの動きを受けて、今後、各府省、地方公共団体等にいては、その保有する公共データをオープンデータ化するための実務的な作業を具体的に進めていくことが求められる。

本書は、各府省、地方公共団体が保有する公共データをオープンデータ化する際に、どのような利用ルールとすることが望ましいか、また、その利用ルールの採用を検討する際に発生するであろう各府省、地方公共団体の懸念点への対応方法等ついて整理し、各府省、地方公共団体におけるオープンデータ化を円滑に進めるためのガイドとして作成するものである。

## 本書の対象者

本書は、各府省、地方公共団体の職員を対象として、利用ルールの採用方法や、利用ルールに関する懸念点への対応方法について解説している。

## 本書の構成

本書は、以下のような構成となっている。

2. オープンデータ化の背景と意義　※技術委員会の技術ガイドと共通事項（今後調整）

　オープンデータの定義と、現在の日本及び諸外国の動向について記述している。

3. 利用ルールの検討

利用ルールを採用するに当たって、考慮しなくてはいけない点について確認するとともに、既存の利用ルールについて比較している。

4. 利用ルールの見直し案

各府省ホームページの利用ルールの見直し案について、その構成と具体的な文面を記述している。

5. 利用ルール見直し案の解説

利用ルールの見直し案の各条文について具体的な内容・解釈を記述している。

6. 利用ルール見直し案に関するFAQ

利用ルール見直し案について各府省から寄せられた懸念点や、想定されるケースへの対応方法について記述している。

7. 円滑に公開するための留意点

作成したデータをオープンデータとするために、データ作成時に気をつけるべき事項などについて記述している。

# オープンデータ化の背景と意義

## オープンデータとは何か

　オープンデータでいう、「オープン」の定義については、Open Definitionによって11の基準（①アクセス、②再頒布、③再利用、④技術的制約の排除、⑤帰属、⑥完全性、⑦個人やグループによる差別の禁止、⑧利用する分野に対する差別の禁止、⑨ライセンスの分配、⑩特定パッケージのみに制限するライセンスの禁止、⑪他の作品の頒布を制限するライセンスの禁止）が定められている[[1]](#footnote-1)。「オープンデータハンドブック」では、この中でも「利用できる、そしてアクセスできる」、「再利用と再配布ができる」、「誰でも使える」の3点を重視し、「オープンデータとは、自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのことだ。従うべき決まりは、せいぜい『作者のクレジットを残す』あるいは『同じ条件で配布する』程度である」、と定義している。[[2]](#footnote-2)

　また、オープンデータについて技術的な実装も含めて定義をしているものとして、「5 ★ Open Data」による、5つの基準がある[[3]](#footnote-3)。このどの段階まで満たされているかによって、オープンデータの達成度をはかることができるようにされている。

1. オープンなライセンスで提供されている

（データ形式は問わない／画像やPDFなどのデータでも可）

1. 構造化されたデータとして公開されている（ExcelやWordなどのデータ）
2. 非独占の（標準化された）形式で公開されている（CSVなどのデータ）
3. 物事の識別にURIを利用している（他のデータから参照できる）
4. 他のデータにリンクしている（Linked Open Data）

　また、日本国内においては、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」[[4]](#footnote-4)（2013年6月 IT総合戦略本部決定）による定義として、「機械判読に適した形式のデータ」を、「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開されたもの」と定義されている。

　以上を踏まえて、本書では「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」による定義を採用する。つまり「オープンなライセンスで提供されている」、「機械可読に適した形式のデータ」である。

## 日本政府におけるオープンデータ化の動向

［技術委員会と調整の後、作成］

## 国際的なオープンデータ化の動向

［技術委員会と調整の後、作成］

## オープンデータ化によるメリット

　オープンデータ化によるメリットとしては、「電子行政オープンデータ戦略」（2012年7月 IT総合戦略本部決定）において、「透明性・信頼性の向上」、「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」という3つがあげられている。

　・「透明性・信頼性の向上」

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることができる。

　・「国民参加・官民協働の推進」

広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される。これにより、創意工夫を活かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供され、厳しい財政状況、諸活動におけるニーズや価値観の多様化、情報通信技術の高度化等我が国を取り巻く諸状況にも適切に対応することができる。

・「経済の活性化・行政の効率化」

公共データを二次利用可能な形で提供することにより、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が図られる。 また、国や地方公共団体においても、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が図られる。

# 利用ルールに関する検討

## 利用ルールに関する概要

　前述の通り、利用ルールについては「オープンなライセンスであること」、つまり自由に二次利用を許諾するものとすることが重要になる。一方で、各府省が保有しているデータには、法制度等によって利用が制限されているものや、著作権等の権利処理が十分になされていないものも存在する。

　そのため、各府省は保有しているデータについて法令や権利関係について整理を行い、どのような利用ルールを採用することが望ましいかを検討する必要がある。

## 利用ルールを選択する際の判断要素

　各府省が保有するデータをオープンデータとするにあたっては、オープンデータとしようとしているデータの内容について検討する必要がある。

　具体的には、以下の事項について検討する必要がある。

①法令等による利用の制約の有無

②第三者の権利のあるコンテンツの有無

③第三者の権利についての権利処理の有無

④その他の利用制約の必要性の有無

1. 法令等による利用の制約の有無

　法令等によって、データの利用に制限があることがある。

　例えば気象データについては、気象業務法の第17条、第19条の3において、現象の予報を行う際には気象予報士でなくてはならないことが定められている。また、測量法、水路業務法では、対象とするコンテンツの刊行の際に、承認を得る必要があることが定められている。

　このような法令によってデータの利用に制限がある場合は、オープンデータとすることができない可能性があるため、オープンデータの対象から除くことを想定する必要がある。

1. 第三者の権利のあるコンテンツの有無

各府省の保有するデータには、第三者が著作権を持つコンテンツや、第三者が映っていて肖像権があるコンテンツなど、各府省が権利を保有していないコンテンツの有無について確認する必要がある。

これらのコンテンツについては、別途権利処理をしていない限り、各府省の判断でオープンデータとすることはできない。

1. 第三者の権利についての権利処理の有無

②であげた第三者の権利があるコンテンツについて、二次利用を許諾することを含めて権利処理が行われている場合には、当該コンテンツについてもオープンデータの対象とすることができる。そのため、各府省は、第三者の権利があるコンテンツについて、二次利用を許諾できるように権利処理がされているかどうかを確認することが望ましい。

なお、第三者の権利があるコンテンツについては、全て二次利用の対象にしないという整理とすることも可能であると考えられる。

1. その他の利用制約の必要性の有無

①、②であげたような利用制約以外に、利用制約をかけなくてはいけないものがあるかどうかについて検討する必要がある。例えば法令によって定めが無い場合、各府省のロゴマークやキャラクターなどについて、どのような取り扱いを認めるかなどが考えられる。

## 利用ルールの種類

3.2の検討を踏まえて、どのような利用ルールを採用するか検討する必要がある。データの二次利用を可能にするためのライセンスはすでに複数の種類のライセンスが利用されており、日本国内で現在、主に利用・検討されているものとしては以下のものが挙げられる。

* クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
* データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」
* 各府省ホームページ利用ルール

　なお、データカタログサイト試行版、府省ウェブサイト利用ルール案ともに、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス（CC-BY）を参考にして作成されているため、比較すると以下のようになる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | クリエイティブ・コモンズ | データカタログサイト試行版 | 各府省ホームページ利用ルール |
| 表示（CC-BY） | CC-0 |
| 二次利用 | 可 | 可 | 可 | 可 |
| 出典表記 | 必要 | 不要 | 必要 | 必要 |
| 編集／加工者の記載 | 不要 | 不要 | 不要 | 必要 |
| 第三者権利への配慮 | － | － | 有り | 有り |
| 法令への配慮 | － | － | 有り（注意書き） | 有り |
| 公序良俗等への配慮 | － | － | － | 有り |

　データカタログサイト試行版の利用ルールは、基本的にCC-BYそのままのルールとしている。それに対して、各府省ホームページ利用ルールは、編集・加工を行った場合にはその旨を記載すること、公序良俗等に配慮した改変を行うことなどを求めて、データ提供者となる府省の負担を下げるようにしている。

## 国際的な動向

　2.3で示したように、諸外国においてもオープンデータは進んでいる。利用ルールの面では、アメリカの場合、法令上政府保有データに著作権が発生しないとされていることから[[5]](#footnote-5)、二次利用が自由となっている。

また欧州やオーストラリア、ニュージーランドにおいては、クリエイティブ・コモンズの表示ライセンス（CC-BY）、もしくはCC-BYと互換性のあるライセンスが採用される傾向にある。特に欧州ではデータベース権という独自の権利があるため、CC-BYをデータベース権に対応させる形で、CC-BYと互換性のあるライセンスを作っている例が多い（イギリス、フランス等）。CC-BYがバージョン4.0でデータベース権に対応することから、その際はCC-BYに対応するのではないかということも言われている。

さて、オープンデータでいう「オープン」の定義は、前述の通りOpen Definitionによって11の基準が公表されているが、クリエイティブ・コモンズのCC-BYとCC0は、このオープンの定義に準拠した推奨ライセンス、イギリスのOpen Government Licenceはオープンの定義に準拠しているが再利用は望ましくないライセンスであるとされている[[6]](#footnote-6)。

　諸外国の動向についてとりまとめると、以下のようになる。

［表を入れる予定］

## 推奨される利用ルール案

　「5 ★ Open Data」の１★にもあるとおり、オープンデータと言えるための必須条件は、原則として自由な二次利用を認める利用ルールを採用することである。データ利用者の創意工夫によって、公開者が想定しなかった形で利活用され、イノベーションの創出につながる可能性もあるためその利用ルールにおいてはできる限り利用の範囲を狭めないようにすることが望まれる。

　そのため可能であれば、Open Definitionの「オープンの定義」に準拠した推奨ライセンスとしてあげられているCC0、もしくはCC-BYに従うことが望ましい。

　一方で、データ公開主体である各府省、地方公共団体の懸念点にも対応し、できえるだけ多くのデータに適用できる利用ルールを採用することも必要である。

　本書では、自由な二次利用を認めることを原則としつつ、データ公開主体の懸念点にも配慮しつつ作成した各府省ホームページの利用ルール案について、解説を行う。

# 利用ルールの見直し案

## 構成

各府省のホームページの利用ルールの見直し案については、ホームページのコンテンツに関する利用ルールと、ホームページそのものの利用ルールの2つに分けることを想定する。本書で紹介しているのは、オープンデータに特に関わることになる、コンテンツに関する利用ルールである。

利用ルールは、全府省共通の部分と、各府省において作成する部分とにわけている。

全府省共通の部分は、利用の際の条件に係る部分であり、利用者が各府省のコンテンツを利用する際の条件に違いがでないようにしている。

これに対して、各府省の作成する部分は個別法（例：測量法、気象業務法、水路業務法等）によって一部の情報を利用する際に条件がある場合や、出典の表記方法などについて記載する部分としている。また、各府省のコンテンツで個別法令に根拠がない利用制約を課して、別の利用ルールを設けることも可能にしている。

利用ルールの項目は以下のようにしている。具体的な内容は以降で記載する。

|  |
| --- |
| １．当ホームページのコンテンツについて１）出典の表記について２）第三者の権利を侵害しないようにしてください３）個別法令による利用の制約があるコンテンツについて４）準拠法と合意管轄について５）その他２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて３．当ホームページについて　（※本節は各府省で自由に記載可能。本書には不記載。）１）リンクについて２）プライバシーポリシーについて３）アクセシビリティについて４）免責事項　（※コンテンツ利用に係る免責事項以外の免責事項を記載） |

## 利用ルール案

**注：青太字部分は、各府省がそれぞれ記載する箇所。**

**注：赤字部分は、項目の説明（利用ルールとしての文言ではない。）**

１．当ホームページのコンテンツについて

当ホームページで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の１）～５）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。（別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。）

１）　出典の表記について

①コンテンツを利用する際は出典を表記してください。出典の表記方法は以下のとおりです。

　　（出典表記例）

**出典：A省ホームページ　（当該ページのURL）**

**出典：「○○動向調査」（A省） （当該ページのURL）　など**

②コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行った者の名前を記載してください。また編集・加工したコンテンツを、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用しないでください。

　　（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

**「○○動向調査」（A省） （当該ページのURL）をもとに○○株式会社作成」　など**

２）　第三者の権利を侵害しないようにしてください

①コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

②コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、基本的に出典の表記等によって第三者が権利を有していることを表示・示唆していますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていない場合がありますのでご注意ください。

（→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例）［別紙に記載］

③第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

３）　個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

①一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意下さい。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

**○○法（個別法名）に基づく○○（コンテンツ名）の利用に当たっての○○（制約内容）について（→該当ページにリンク）**

**△△法（個別法名）に基づく△△（コンテンツ名）の利用に当たっての△△（制約内容）について（→該当ページにリンク）**

**※特に記載すべき個別法令がない場合、本項目は削除してください。**

４）　準拠法と合意管轄について

①この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

②コンテンツに関し、その利用等に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

５）　その他

①この利用ルールは、コンテンツに関し、以下のように利用することについて、何ら承認を与えるものではありません。

　（ア）法令、条例又は公序良俗に反する利用

　（イ）国家・国民の安全に脅威を与える利用

②この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

③国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス　表示 2.1　日本」（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。

④コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

⑤国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。

**××（コンテンツ名）の利用について（→該当ページにリンク）**

**※個別法令に根拠のない利用制約を課して別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。**

**※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。**

# 利用ルール見直し案の解説

## 全体の構成、基本的考え方について

本利用ルール見直し案は、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（2013年6月25日　各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）において、「国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。」とされたことを踏まえて作成を行っている。

オープンデータにおいて、広く二次利用を認める際の利用条件としては、国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス（以下「CC-BY」という。）や、これと互換性のあるライセンスが多く利用されている。広く二次利用を行う際には、同じ条件で公開されているもの同士であれば組み合わせて利用すること（マッシュアップ）が行いやすいが、利用条件が異なっていると組み合わせて作成されたコンテンツの利用条件が複雑になる等の弊害が指摘されている。また、CC-BYには機械判読性があることから、インターネット上でデータが公開された際に利用条件を検索しやすいという利点がある。これらの観点から、国際的にデファクト・スタンダードとなりつつあるCC-BYを採用するか、CC-BYとの互換性を維持することが望ましいと考えられる。

一方、府省からは、各府省ホームページで公開されているコンテンツは多様であり、一律にCC-BYで二次利用を認めるのは困難であり、コンテンツの特性に応じて、各府省で独自に利用条件を定めることができないかという意見や、国のコンテンツを編集・加工して作成した成果物には責任の所在を明確にするため編集・加工者の情報を併記させるべきであるという意見など、様々な意見が存在する。

そこで、本利用ルール見直し案は、「ガイドライン」を踏まえ、できるだけ分かりやすく統一的な利用条件とするという観点から、文章については、一般の利用者に分かりやすいように平易な表現とし、内容については、CC-BYとの互換性の確保に配慮しつつ、各府省から示された意見も踏まえ、「１）出典の表記について」において、コンテンツを編集・加工等して利用した場合に編集・加工者名を記載させることや、「５）その他」において、公序良俗に反する利用等、望ましくない利用態様をこの利用ルールが承認するものでないことなどを明示することとし、これを各府省ホームページの利用ルールとして採用することを原則とした。（出典の表記方法については、府省ごとに記載できるようにしている。）

その上で、各府省ホームページで公開されているコンテンツのうち、本利用ルールが適用できず、別の利用ルールによらなくてはならないものについては、各府省が当該コンテンツの特性に応じた利用ルールを設けることも許容した。ただし、「ガイドライン」に示されているとおり、個別法令に根拠のない利用制約を課すような別の利用ルールを設ける場合は、そのコンテンツの範囲を具体的に示した上で、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を示すものとしている。

## 各項目についての解説

|  |
| --- |
| １．当ホームページのコンテンツについて当ホームページで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の１）～５）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。（別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。） |

［解説］

本項では、「２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツを除いたコンテンツについて、１）～５）で示されている条件に従う限り、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用が許諾されているとしている。「２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツには、本利用ルールは全く適用されないものとして整理する。

なお、著作物性のないコンテンツ（数値データ、図表、簡単なグラフ等）については、著作権法上、誰の許諾がなくとも自由な利用が可能であることから、本利用ルールの適用対象としないことも考えられる。しかし、本利用ルールは基本的に出典表記さえすれば自由な利用を広く認めるものであり、著作物性のないコンテンツに本利用ルールを適用しても実質的に利用を制約することにはつながらないこと、著作物性のないコンテンツについても出典を表示させることが望ましいと考えられること、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき事項もあること、著作物性の有無の区別は困難であり一律に扱う方が利用者にメリットがある場合が多いことから、著作物性のないコンテンツも本利用ルールの適用対象とすることとした。ただし、国が著作権を有するコンテンツについては、本利用ルールは著作権の利用許諾としての側面をもつのに対して、著作物性のないコンテンツ等、国に著作権のないコンテンツについては、本利用ルールは債権的効力をもつにすぎない。

[CC-BYとの関係について]

　本利用ルールでは、１．の５）に「国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス　表示 2.1　日本」（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。」という表記を入れて、CC-BYと互換性があることを記載している。

　国際的観点からもデファクト・スタンダードとなりつつあるCC-BYを採用するか、CC-BYとの互換性を維持することが望ましいのは前述の3.1で記載したとおりであるが、CC-BYとは別の利用ルールを採用した上でCC-BYと互換性を持たせることとした理由としては、次のような点が挙げられる。

* コンテンツを編集・加工等した場合には、そのことが分かるよう編集・加工者名を記載させること、公序良俗に反するなど各府省が望ましくないと考える利用態様を摘示するなど、コンテンツを公開する府省の考えを併せて示すことができること。
* CC-BYは著作権のあるコンテンツを対象とするライセンスであるが、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき条件や事項が存在すること。

なお、CC-BYのライセンス文には、本利用ルールで定める条件以外の条件も定められているが、これらはCC-BYでライセンスされたコンテンツを再配布したり、他のコンテンツと組み合わせたりしたときの著作権表示の方法などの規定であり、わかりやすい利用ルールとする観点からは、必ずしも本利用ルールにおいて採用する必要はないと考えられる。

|  |
| --- |
| １）　出典の表記について①コンテンツを利用する際は出典を表記してください。出典の表記方法は以下のとおりです。（出典表記例）**出典：A省ホームページ　（当該ページのURL）****出典：「○○動向調査」（A省） （当該ページのURL）　など**②コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行った者の名前を記載してください。また編集・加工したコンテンツを、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用しないでください。（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）**「○○動向調査」（A省） （当該ページのURL）をもとに○○株式会社作成」　など**　 |

［解説］

①では、コンテンツを利用する際には出典表記が条件とされていることを記載するとともに、出典表記の方法について記載している。

　出典表記の方法は、必ずしも統一的である必要はなく、各府省で適当と考える表記が異なっても問題はないと考えられるため、各府省が出典の記載例を作成し、利用者がそれによって出典を記載できるようにした。青字部分には、各府省が出典の記載例を提示することが必要である。

　②では、編集・加工等の二次利用を行った場合には、編集・加工等を行った者の名前を記載することを求め、また、編集・加工された情報があたかも国・府省が作成した資料であるかのように公表・利用することがないように求めている。例えば、ある府省の作成した統計データの数値を改ざんした上で、当該府省が公開したものであるように表記することは、禁止される。

|  |
| --- |
| ２）　第三者の権利を侵害しないようにしてください1. コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
2. コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、基本的に出典の表記等によって第三者が権利を有していることを表示・示唆していますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていない場合がありますのでご注意ください。

（→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例）［別紙に記載］1. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。
 |

［解説］

　各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、国以外の者（以下「第三者」という。）が権利を保有しているものもある。第三者が権利を保有しているコンテンツについては、当該第三者から利用許諾を取らなければ、その権利を侵害する態様の利用を行うことができない。現在、各府省ホームページに掲載されているコンテンツの多くは、オープンデータを想定して作成されたものではなく、国（府省）が第三者の権利関係を明確に把握しておらず、また二次利用についての権利処理を行っていないものがほとんどである。

そのため、①では、第三者が権利を保有しているコンテンツは、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得る必要があることを示した。

　その上で、第三者が権利を保有しているコンテンツを各府省が網羅的に特定して示すことは困難であるものの、第三者が権利を保有しているコンテンツであるか否かを利用者が判断する助けとなるよう、②では、第三者が権利を保有しているコンテンツであることを示唆・表示する記載の例（例えば、白書において第三者のコンテンツを引用する際にどのような表記をしているか等）などを別紙に具体的に記載しておくこととした。利用者から問い合わせがあった際には、当該箇所について第三者が権利を保有しているかどうかについて、可能な範囲で調査し情報を提供することが望ましい。

　なお、本項は、第三者が権利を保有するコンテンツを特定して表示しないことを前提としているが、第三者の権利を侵害するリスクにより利用者に委縮効果が生じないようにするためには、国（府省）の作業にはコストがかかるものの、第三者が権利を保有するコンテンツを特定して明示することも考えられる。この方法については、昨年度、データガバナンス委員会が情報通信白書を対象に行ったケーススタディが参考となる（2013年3月21日 第３回電子行政オープンデータ実務者会議　資料３「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」を参照）。また、これから各府省がコンテンツを作成する場合には、第三者の権利関係を明確にし、また第三者の権利をあらかじめ処理しておくことが望ましい。例えば、各府省が外部事業者に委託して作成する調査研究報告書等のコンテンツについては、その委託契約の際に、国（府省）に権利を集約するような契約条項を盛り込んでおくことが考えられる（契約書のひな形については、2013年3月21日 第３回電子行政オープンデータ実務者会議　資料３「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」を参照）。

|  |
| --- |
| ３）　個別法令による利用の制約があるコンテンツについて1. 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意下さい。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

**○○法（個別法名）に基づく○○（コンテンツ名）の利用に当たっての○○（制約内容）について（→該当ページにリンク）****△△法（個別法名）に基づく△△（コンテンツ名）の利用に当たっての△△（制約内容）について（→該当ページにリンク）** |

［解説］

　各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、個別法令によって利用の制約がある例がある。例えば、一部の地図（基本測量の測量成果）は、測量法によって、複製頒布や一定の態様の二次利用について、国土地理院の長の承認が必要とされている。

　本項は、本利用ルールで変更することができない個別法令による利用の制約があるコンテンツが存在するということについて、利用者の注意を喚起するものである。

　なお、個別法令による利用制約があるコンテンツについて、利用者に情報を提供するために、主なものをここに示すことが望ましい。

|  |
| --- |
| ４）　準拠法と合意管轄について1. この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。
2. コンテンツに関し、その利用等に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。
 |

［解説］

　①では、本利用ルールの準拠法が日本法であることを規定している。

　②では、各府省ホームページで公開されているコンテンツについて、その利用に関し、各府省又は利用者が訴訟を提起する場合には、各府省の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることとしている。

|  |
| --- |
| ５）　その他1. この利用ルールは、コンテンツに関し、以下のように利用することについて、何ら承認を与えるものではありません。
	1. 法令、条例又は公序良俗に反する利用
	2. 国家・国民の安全に脅威を与える利用
2. この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません
3. 国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス　表示 2.1　日本」（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。
4. コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等を行うことがあります。
5. 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
 |

［解説］

本項は、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用にあたって、利用者が認識しておく必要がある事項について記載している。

①では、コンテンツの公開主体である国（府省）が一般的に望ましくないと考えるであろう利用態様を示し、本利用ルールが、そのような利用について承認を与えるものではないことを記載している。

②では、著作権法の権利制限規定にあたる行為について、この利用ルールが制限するものでないことを記載している。

③では、本利用ルールとCC-BYとの互換性について記載している。CC-BYとの関係の詳細については、１．の解説を参照のこと。

④では、各府省ホームページで公開されているコンテンツが、予告なく変更、移転、削除等することがあることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起している。

⑤では、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用形態は多様であり、事前に全てを予測することはできないところ、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について、公開主体である国（府省）は責任を負うものではないことを示している。

例えば、万一、正確性等に欠けるコンテンツがあった場合に、それにより利用者に損害が生じたとしても、国（府省）はその損害につき責任を負わないという趣旨のいわゆる免責規定である。

|  |
| --- |
| ２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。　　**××（コンテンツ名）の利用について（→該当ページにリンク）****※個別法令に根拠のない利用制約を課す別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。****※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。** |

［解説］

　各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、利用の際の条件を本利用ルールとは別に定めた方がよいと判断されるものがありうる。

　各府省ホームページで公開されているコンテンツのうち、本利用ルール以外の別の利用ルールで公開することが適当と考えられるものがある場合については、この項目に記載することになる。その際は、利用者に分かりやすいようにコンテンツの範囲を具体的に示した上で記載するとともに、個別法令を根拠としない利用制約を適用するために別の利用ルールを設ける場合には、具体的かつ合理的根拠についても示すこととしている。個別法令を根拠とする場合には、根拠として当該法令を示すだけで良い。

別の利用ルールを適用するコンテンツの範囲や、別の利用ルールを適用する根拠の具体性や合理性について、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省も参加して整理することが考えられる。なお、１．の１）において、編集・加工等を行った者の名前を記載することを求めていること、１．の５）において、望ましくないと考えられる利用態様を摘示していることで各府省から示された懸念が基本的に解消されていると考えられ、別の利用ルールを定める必要があるコンテンツの具体例の確認・検討の結果によっては、本項を設ける必要性がないという結論もあり得る。

　別の利用ルールについては、別途作成の上、リンク先等に掲載することが望ましい。また、別の利用ルールを設けた場合、本利用ルールは適用されないため、本利用ルールの４）、５）で定めているような事項は、別の利用ルールの中でも定めることが望ましいと考えられる。

# 利用ルール見直し案に関するFAQ

## データ公開主体（各府省・地方公共団体）からの想定問

（１）想定質問

　本利用ルールを付す際、もしくは付すことによって起こりうる課題について、データ公開主体から想定される質問は次の通りである。

|  |  |
| --- | --- |
| Q1. | 当省（団体）が運営する全てのホームページをオープンデータとする必要がありますか？ |
| Q2. | オープンデータにすることによって、利用者は当省（団体）のホームページのコンテンツをどのように利用することができるようになりますか？（オープンデータ化による二次利用とはどのような利用を指すのですか） |
| Q3. | 当省（団体）のデータが第三者によって再配布されていましたが、当省の出典は削除されており、配布者のデータのように見える形で再配布されていました。どのような対応ができますか？ |
| Q4. | 当省（団体）のデータが改ざんされて再配布されていました。どのような対応ができますか？ |
| Q5. | 当省（団体）のキャラクターがポルノなどの望ましくないコンテンツに利用されていました。どのような対応ができますか？ |
| Q6. | 当省（団体）のシンボルマークをフィッシングサイトに利用されていました。どのように対応できますか？  |
| Q7. | 無条件には二次利用を許諾できないコンテンツがある場合、どのように対応すれば良いですか？ |
| Q8. | 第三者がホームページのデータを改ざんして公開し、それによって被害を受けた方が出ました。クレームが当省（団体）にも来たのですが、どのように対応すればよろしいですか？ |
| Q9. | ここであげられている利用ルール以外のルールを定めるときは、どのように行えば良いですか？ |
| Q10. | 第三者のコンテンツを明確にわけることが難しいのですが、どのように対応すれば良いですか？ |
| Q11. | 著作物性のないデータにも利用規約を付して良いのですか？ |

* + - これらの質問はサンプルです。
		- 各府省、自治体等からどのような質問が来ると考えられるか、ご意見をいただきたく存じます。

（２）解説

## データ利用者からの想定問

（１）想定質問

本利用ルールを付す際、もしくは付すことによって起こりうる課題について想定されるデータ利用者からの質問は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| Q1. | なぜ、CC-BYを直接採用していないのですか？ |
| Q2. | このコンテンツは、CC-BYの条件を守れば利用できるのですか？ |
| Q3. | オープンデータカタログ試行版のウェブサイトに掲載されている利用ルールと、このウェブサイトに掲載されている利用ルールの関係について教えて下さい。 |
| Q4. | この利用ルールに従えば二次利用を自由に行えるとのことですが、具体的にどのような条件を守れば、どのような利用ができるのか（認められていない利用・二次利用方法とはどのようなものか）を教えて下さい。 |
| Q5. | 法令、条例又は公序良俗に反する利用、国家・国民の安全に脅威を与える利用、とは、具体的にどのような利用方法のことですか？ |
| Q6. | データを編集・加工した場合、編集・加工者名を乗せることが求められていますが、これは本名でなければならないのですか？（P.N.の可否や、企業の場合の対応） |
| Q7. | このデータを利用してアプリケーションを作成して運用を始めたあとに、データの不備によって障害が起きたときに、保証はされますか？ |
| Q8. | このデータを利用したことによって損害が発生した場合、責任の一部は国が負うということでよろしいですか？ |
| Q9. | このデータをリアルタイムで連携して利用しようと考えているため、データの格納位置が変わるととても困ります。もしデータの格納場所が変更になったときは、連絡をいただけますか？ |

* + - これらの質問はサンプルです。
		- 利用者からどのような質問が来ると考えられるか、ご意見をいただきたく存じます。

（２）解説

# 円滑に公開するための留意点

## データ作成時について

ホームページに掲載するためのコンテンツについては、その作成段階からオープンデータとすることを想定して業務を進めることが重要である。

以下のような点に留意することが望ましい。

* + 各府省の職員が作成する場合、利用している素材に第三者の著作権があるものが含まれていないか。
	+ 各府省が業者にコンテンツ作成の発注を行う場合、契約書で、作成されたコンテンツの著作権が各府省のものとなる、もしくは、オープンデータとして利用できるように整理されているか。

　各府省が業者にコンテンツ作成の発注を行う場合には、以下のような条項を契約書に入れておくことが望ましい。本来ならば、第三者の著作物も含めて全てオープンデータとできることが望ましいが、そのように指定すると、業者の負担が過度に増す、もしくは、作成するコンテンツが不十分になるということがあり得るため、新規に作成したコンテンツについてのみ、オープンデータとしていくことになると想定される。

|  |
| --- |
| （甲：各府省　乙：受託者）第○条　著作権及び著作者人格権１　乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。［※著作権は受託者に残す場合１　乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含むすべての著作権の権利を留保するが、甲が第三者に二次利用を許諾することを含めて、無償で利用を許諾する。］２　乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。３　新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。 |

## 第三者からの権利許諾を得る際について

作成したデータについて可能な限りオープンデータとするためには、第三者の著作物を利用した場合、前述したように当該著作物について利用許諾を取る必要がある。

利用許諾を得る際には、以下の点に留意することが望ましい。

* + 掲載するコンテンツを特定して、掲載及び公開の許諾を得ること。
	+ 当該コンテンツについて、第三者が二次利用を自由に行うことについて許諾を得ること。
	+ 当該コンテンツについて、第三者が二次利用を行う際に、著作者人格権を行使しないことについて同意を得ること。

なお、会社のロゴなど二次利用を基本的に認めていないコンテンツも多々あることから、掲載の許諾を第一義として、可能であれば二次利用も許諾していただくという方針で行うことになると想定される。

## データ公開のためのフロー

各府省、地方公共団体の保有データを公開するために検討するべき事項について、フローにしたものは以下の通りである。

※今後作成予定。3章に移転を検討。

1. Open Definition「オープンの定義」　http://opendefinition.org/od/japanese/ [↑](#footnote-ref-1)
2. オープンデータハンドブック「オープンデータとは何か？」

http://opendatahandbook.org/ja/what-is-open-data/index.html [↑](#footnote-ref-2)
3. http://5stardata.info/ [↑](#footnote-ref-3)
4. 2013年6月 IT総合戦略本部決定 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi [↑](#footnote-ref-4)
5. 17 U.S.C. §105 [↑](#footnote-ref-5)
6. Open Definition「準拠ライセンス」　http://opendefinition.org/licenses/

 なお「準拠しているが再利用は望ましくないライセンス（Conformant Non-reusable Licenses）」とは、例えば政府機関が利用するためのライセンス等を指す。Open Government Licenceの場合、再利用の際にはCC-BY等でリリースすることが想定されている。 [↑](#footnote-ref-6)